

住宅用家屋証明を取得する場合の提出書類について

(6)特定の増改築がされた中古住宅を取得したとき(抵当権の設定登記)

抵当権設定の登記に使用

区分	名称		原本・写しの別	備考
必須	住民票(転入手続後のもの)		どちらでも可	・転入手続前の場合(入居予定であり、住民票の住所が当該家屋の所在地と異なる場合)は、(7)を参照してください。 ・複数の名義で所有する共有家屋の場合、軽減を受ける構成員すべての住民票が必要です。
必須	登記事項証明書		どちらでも可	・以下の記載があるもの。 家屋所在地、家屋番号、家屋の種類、構造、床面積、建築(新築)年月日
必須	右記のいずれか一つ	当該家屋を新築するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書	どちらでも可	・債権が、家屋の増築のためであること。 ・登記原因証明情報は、抵当権の被担保債権が、当該住宅の取得等のためのものであることについて明らかな記載があるものに限ります。
		当該資金の貸付け等に係る債務の保証契約書		
		登記原因証明情報		